

総合評価方式企画競争 公告

次のとおり総合評価方式企画競争に付します。

2022年 2月 14日

社会福祉法人たまご会
理事長 在永 末徳
統括会計責任者 石田 ひとみ
契約担当者 在永 大地

1. 競争に付する事項

(1) 件名

利用者及び入居者（以下「利用者等」という。）給食提供業務委託

(2) 業務内容等

別紙「企画競争説明書」及び「仕様書」による

(3) 履行期限（期間）

2022年4月1日から2023年3月31日まで（1年間）

(4) 履行場所

障害者活動センターたまご 内 厨房

(5) 選定方法

総合評価方式企画競争による

2. 競争に参加する者の必要資格に関する事項

別紙「総合評価方式企画競争説明書」に準ずる。

3. 提案書及び見積書の提出場所等

(2) 競争説明書の交付方法及び期間

別紙「総合評価方式企画競争説明書」に準ずる。

(3) 競争参加書類、提案書及び見積書の提出方法

別紙「総合評価方式企画競争説明書」に準ずる。

(6) 開札日時及び場所

別紙「総合評価方式企画競争説明書」に準ずる。

(7) その他

提出された提案書及び見積書は返却しない。

4. その他必要な事項

(1) 契約保証金 免除

(2) 競争及び契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(3) 競争参加者に要求する事項

- ・この総合評価方式企画競争に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類として、別紙「総合評価方式企画競争説明書」に定める提案書等を指定する期日までに提出しなければならない。
- ・競争参加者は、統括会計責任者および契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合にはこれに応じなければならない。
- ・競争参加者は、2022年2月28日から同3月4日までの間で、当法人が指定する日時に、試食品を提供し、その評価を受けなければならない。

試食の日時については、協議の上決めることとし、試食品に係る費用については当法人の負担とする。

(4) 提案書及び見積書の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した提案書及び見積書、競争参加者に求められる業務を履行しなかった者の提出した提案書、見積書は無効とする。

(5) 契約書の作成の要否 要

契約の相手方は開札日の翌日から起算して10日以内（土日・祝日を除く。）に記名押印の上、契約書を作成しなければならない。

契約の相手先に決定された者が契約書の作成期限の延長を申請する場合は、上記の契約書の作成期限内に書面にて契約担当者に申し入れるものとする。ただし、その場合であっても20日（土日・祝日を除く。）を超えることはできない。

(6) 契約の相手方の決定方法

競争に参加する者の必要参加資格に関する事項を満たす者から受理した提案書及び見積書ならびに試食の結果をそれぞれ点数評価し、当該点数を合計して得た数値が最も高い者を第一交渉権者として決定する。

第一交渉権者決定後は、その者と直ちに交渉をし、業務内容の詳細及び契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となり、または、交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、契約担当者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

(7) その他 詳細は別紙「企画競争説明書」による。